

各行政機関における令和4年度重要政策の検討結果について

「行政文書の管理に関するガイドライン」(平成23年4月1日内閣総理大臣決定)第7において、「規則の別表第2の2(2)②の重要政策については、各行政機関において定期的に検討の上、内閣府に報告するものとする。内閣府は、これを取りまとめ公表する。」とされているところ、各行政機関より報告された重要政策について以下のとおり公表します。

(参考)行政文書の管理に関するガイドライン別表第2の2(2)②

総括文書管理者は〇〇省における重要政策を定期的に検討の上公表することとし、当該重要政策に関する企画・立案から実施に至る経緯を含めた情報が記録された文書については、1の基本的考え方に照らして、(1)①の表で「廃棄」とされているものも含め、原則として移管するものとする。

<令和4年度重要政策>

行政機関名	重要政策
内閣官房	・新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応 ・国家安全保障会議 ・国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画の策定
人事院	・新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応
内閣府	・新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応 ・故安倍晋三国葬儀への対応
公正取引委員会	・公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部改正
警察庁	・令和4年警護要則の制定
個人情報保護委員会	・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係政令等の制定
カジノ管理委員会	・特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業の免許等の審査基準の制定
金融庁	・新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応
消費者庁	・新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応
デジタル庁	・情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律の制定
総務省	・新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応
消防庁	・緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画の変更
法務省	・新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応
出入国在留管理庁	・出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正
公安調査庁	・「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(平成11年法律第147号)に基づく観察処分の実施
外務省	・新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応
財務省	・新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応
文部科学省	・新型コロナウイルス感染症対策に係る事態への対応
厚生労働省	・新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応
農林水産省	・新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応
経済産業省	・新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応
国土交通省	・「宅地造成等規制法」の改正
環境省	・新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応
原子力規制委員会	・令和4年度新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応 ・高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の検討
防衛省	・国家防衛戦略及び防衛力整備計画の策定 ・新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応
防衛装備庁	・国家防衛戦略及び防衛力整備計画策定 ・新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応